

令和 5 年度

瀬戸内市一般会計、特別会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和6年8月

瀬戸内市監査委員

本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された令和5年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和5年度の瀬戸内市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和6年8月

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

同 廣 田 均

目 次

	ページ
第 1 基準に準拠している旨	1
第 2 審査の種類	1
第 3 審査の対象	1
第 4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5 審査の実施場所及び日程	2
第 6 報告等の表現方法	2
第 7 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 意見	3
(1) 総括意見	3
ア 意見の背景	3
イ 意見	4
(2) 個別意見	7
ア 決算書の表示が適正でないもの	7
(1) 延滞金の収入年度が適正でないもの	7
(2) 支出費目が適正でないもの	8
イ 予算の執行等が適正でないもの	9
(1) 支出負担行為事務の適正化について	9
(2) 納品後の検査を適正に履行しないまま予算を執行したもの	11
(3) 債権者が代理人に領収権を委任したにもかかわらず、委任状を添付せず支出していたもの	14
(4) 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたもの	15
(5) 予算配当前に予算を執行したもの	16
(6) 翌年度に使用する物品を購入したもの	17
ウ 有効性、効率性の観点から検討する必要があると認められるもの	18
(1) 差押財産の換価について	18
3 決算の概要	19

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・ 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・ 負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。

(例) 瀬戸内市会計規則（平成16年瀬戸内市規則第46号）

→瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和5年度瀬戸内市一般会計

令和5年度瀬戸内市国民健康保険特別会計

令和5年度瀬戸内市国民健康保険診療施設裳掛診療所特別会計

令和5年度瀬戸内市介護保険特別会計

令和5年度瀬戸内市後期高齢者医療特別会計

令和5年度瀬戸内市土地開発事業特別会計

令和5年度瀬戸内市企業団地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により瀬戸内市長から審査に付された、令和5年度に係る基金の運用の状況を示す書類

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和5年度瀬戸内市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。審査に当たっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各部署から提出された決算に係る資料と照合することなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

第5 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：瀬戸内市役所（瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

日程：令和6年6月28日から同年8月19日まで

第6 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第7 審査の結果及び意見

1 審査の結果

（1）各会計歳入歳出決算

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は、前記の着眼点及び主な実施内容により審査した限りにおいて、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行については、個別意見に記載したように一部に是正・改善すべき事項が認められた。

（2）財産に関する調書

審査に付された財産に関する調書は、おおむね適正に表示されているものと認められた。

（3）基金の運用状況

基金の運用の状況を示す書類は証書類と符合し適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用もおおむね適正に執行されているものと認められた。

2 意見

(1) 総括意見

ア 意見の背景

瀬戸内市の令和5年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計345億4451万余円、歳出計335億8513万余円となっている。

一般会計については、歳入247億7628万余円、歳出240億6269万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は7億1359万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源である9127万余円を差し引いた実質収支は6億2231万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の22.8%を占める市税については、収入済額が56億5155万余円（調定額に対する収入済額の割合97.0%）となっており、令和4年度と比べると4003万余円の減少となっている。また、令和5年度における市税の収入未済額については、1億6760万余円となっており、令和元年度以降年々収入未済額が増加しており、令和元年度と比べると令和5年度は3856万余円の増加となっているため、効果的、効率的な徴収及び滞納対策に取り組む必要がある。

一方、歳出については、一般会計の予算現額266億5954万余円に対し、支出済額は歳出240億6269万余円（執行率90.3%）となっており、ここから翌年度繰越額9127万余円を差し引いた不用額が6億2232万余円となっている。令和4年度と比べ増加額が最も大きかったものは、教育費の6億9824万余円の増加で、その主な要因は、保健体育費の増加によるものであり、牛窓地域の学校園の給食を邑久学校給食共同調理場で調理するための学校給食共同調理場増築・改修工事によるものである。

瀬戸内市の令和5年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.55となっており、令和4年度と比べ0.01ポイント下回っている。ここ3年、悪化の傾向がみられることから、今後も注視していく必要がある。また、経常収支比率については、88.9%で令和4年度と比べ2.0ポイント悪化しており、過去5年で最大値となっている。財政の硬直化を進行させないため、経常収支比率の悪化の要因を分析し、状況の改善を図っていく必要がある。

令和5年度の決算審査においては、決算書について、延滞金の収入年度が適正でないもの、支出費目が適正でないもの、支出負担行為事務の適正化について、納品後の検査を適正に履行しないまま予算を執行したもの、債権者が代理人に領収権を委任したにもかかわらず、委任状を添付せず支出していたもの、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条

項を設けていたもの、予算配当前に予算を執行したもの、翌年度に使用する物品を購入したもの、差押財産の換価を行う必要があるものが見受けられた。

イ 意見

監査委員は、予算の執行に当たり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。

令和5年度における決算審査の結果や個別意見を受けて、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

延滞金の収入年度が適正でないものについて、会計事務を適正に行うことは当然であるが、問題が生じた場合は上席者に報告を行い、修正方法について部署間で事前に協議し、必要な情報を共有した上で複数人で確認を行う等、処理誤りの未然防止の体制を確立し、実行していく必要がある。

支出費目が適正でないものについて、従前の支出費目にとらわれず、実際の状態に応じて、適切な費目から支出する必要がある。

支出負担行為事務の適正化について、各部署において支出負担行為決議書を本来起票すべき日まで遡って起票するのみならず、会計管理者が支出負担行為を確認し確定させた日についても、財務会計システム上で起票日まで遡っていた。しかし、遡及して起票した負担行為決議書のうち一部のものについては、契約書が作成されていなかったことから、本来遡及できないものであった。これらについては、令和元年度の決算審査意見書にも記載をしたものであるが、いまだに是正がなされていない状況にある。今後、契約事務や会計事務の電子化により、電子システム上に実際の入力日の記録が残ることとなり、過去に大きく遡及しての契約の締結は不正とみなされる可能性もあることから、市は、各種事務の電子化に当たり、支出負担行為に係る手続きのみならず、収入、支出をはじめとしたあらゆる事務において生じる可能性のある問題点を事前に十分に検証し、適正な事務執行が可能となるよう市としての方針を定めた上で運用していく必要がある。

納品後の検査を適正に履行しないまま予算を執行したものについては、物品の購入に際し、納品時に納品書等により検査員が検査し、履行を確認した上で請求を受けて支出するという本来の事務を適正に行っていなかったことから生じている。特に、年度末になって物品購入し、年度内に納品が履行されたか否かの確認ができないまま請求に応じて支出を行うことは、厳に慎むべきである。また、納品書は会計に関する文書であることから、必要な期間保存し、

納品書の納品日と実際の納品日が異なる場合は履歴を残しておくなど、適切に事務処理を行う必要がある。

債権者が代理人に領収権を委任したにもかかわらず、委任状を添付せず支出していたものについて、電話による確認だけでは後日事実を証明することはできないため、代理人に請求権又は領収権を委任した場合の事務について会計規則等を再度確認の上、適正に事務を執行する必要がある。

予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたものについて、契約に当たっては、内容を十分に確認した上、会計年度独立の原則を第一義としつつ、やむを得ず複数の会計年度にまたがる契約を行う場合は、法令に従い適切に予算措置を行った上で契約する必要がある。

予算配当前に予算を執行したものについて、新年度早々から必要な物品があることは理解できるが、予算が成立する前に予算を執行することはできない。このため、物品の購入にあたっては、予算要求の段階から購入時期について検討する必要がある。なお、複数の部署で同様な物品を購入する場合にあっては、部署により事務執行の時期や手続きにばらつきが出ないよう留意する必要がある。

翌年度に使用する物品を購入したものについては、価格等の上昇がみられる場合であっても、当該年度の予算として議決されたものを次年度に使用することは法令に反することから、他の年度に翌年度の剰余を見越して歳出を執行することは出来ないため、厳に慎む必要がある。

差押財産の換価を行う必要があるものについて、差押執行額は増加がみられるものの換価額は増加していない。このため、徴収委託先との連携を密にし、完納に至る納付がない場合、換価を促進していく必要がある。

会計事務において、事務手続きの誤りが判明した場合は、速やかに上司に連絡、相談した上で対応し、必要に応じて関係部署と協議の上、早急に是正できる体制を整備する必要がある。そのために、人事異動等があった場合も一定水準で事務が執行できるよう、業務マニュアル等の作成、活用について検討し、是正措置の処理状況について、複数名で確認することで、発見したミスの修正漏れを防ぎ、より適正な事務の執行が可能となるよう是正していく必要がある。

最後に、市は「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現を目指し、人口減社会にあって持続可能な開発目標を取り入れつつ目標を実現していくには、多額の経費と

時間が必要となることが見込まれる。このため、今後も、計画的な財政運営によりその健全性を維持しつつ、市民が共にしあわせを実感しながら生活するための施策を推進していくことが必要である。

（２）個別意見

ア 決算書等の表示が適正でないもの

（１）延滞金の収入年度が適正でないもの（出納室、税務課）

地方自治法¹（昭和22年法律第67号）によると、市の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされ、地方自治法施行令²（昭和22年政令第16号）では、市の歳入に係る延滞金は、当該歳入の属する会計年度の歳入に組み入れるものとしてされている。

税務課は、令和5年度課税分の市税のうち、未納であった本税及び延滞金を令和6年3月29日の時間外に収納し、4月1日出納室に納入した。この際、収納した延滞金2,800円について、本来令和5年度歳入として収入すべきものであるにもかかわらず、令和6年度歳入として収入していた。

このように、令和5年度歳入として収入すべき延滞金を、令和6年度歳入として収入したことは法令等に違反しており、令和5年度一般会計歳入歳出決算書の表示の一部が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、出納室が歳入年度の誤りに気づき、税務課に支出歳計外更正の伝票（以下「更正伝票」という。）作成を依頼し、税務課はこの伝票を作成し、出納室に提出したが、出納室において必要な処理を行わないまま更正伝票を税務課に返却しており、出納整理期間中に^{しょうひょう}出納室、税務課それぞれが、各証憑の処理状況も含めて確認していなかったためである。

税務課及び出納室では、税金をはじめとする現金を取扱うことから、適正に事務を行うことは当然であるが、事務の誤りを発見した場合は、担当者限りで処理を行うのではなく、上席者に報告を行い、修正方法について部署間で事前に協議し、必要な情報を共有した上で、修正の完了を複数人で確認するなど、処理誤りの未然防止のための対策やマニュアル等を策定し、適正な事務処理を行う必要があると認められる。

¹ 地方自治法第208条

² 地方自治法施行令第142条第3項

(2) 支出費目が適正でないもの（建設課）

市の支出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び瀬戸内市予算規則（平成16年規則第45号。以下「予算規則」という。）等に基づいて行うこととなっている。

法³では、歳出予算は、目的に従って款項に区分することとされ、施行令⁴によると、歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準として、これを定めなければならないとされ、地方自治法施行規則⁵（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）では、支出予算の区分として、款、項、目、節が定められている。また、予算規則⁶によると、歳出予算の節の区分は、施行規則別記に規定する歳出予算に係る節の区分のとおりとするとされ、会計事務の手引き（令和5年7月改定版）によると、節のうち、需用費とは、事業の執行に伴う物品の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に消費される性質のものであり図書、雑誌等の購入費を含むものとされ、また、使用料及び賃借料とは、一般的に賃貸借契約に基づいて、その対価として支払われる金銭で、権利の使用に対して支払う経費とされている。

令和5年度一般会計歳入歳出事項別明細書の需用費の支出額について審査したところ、建設課は、Web版建設物価標準版の年間利用料について、従前は図書として消耗品費で購入していたが、ライセンスを受けインターネット上で閲覧する形態となり、年間利用料として使用料及び賃借料により支出する必要性が生じたにもかかわらず、過去に月刊誌であったことを理由に消耗品費から支出していた。

このように、本来支出すべき予算科目と異なる費目で支出したことは、法令等に違反しており、令和5年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の表示の一部が適正でないと認められる。

³ 地方自治法第 216 条

⁴ 地方自治法施行令第 147 条第 1 項

⁵ 地方自治法施行規則第 15 条第 2 項

⁶ 瀬戸内市予算規則第 5 条第 2 項

イ 予算の執行等が適正でないもの

(1) 支出負担行為事務の適正化について（契約管財課、危機管理課、企画振興課、牛窓支所、福祉課、いきいき長寿課、こども家庭課、健康づくり推進課、建設課、産業振興課、文化観光課、総務学務課、中央公民館）

市の歳出事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号。以下「規則」という。）等に基づき行うこととなっている。市の支出は、支出負担行為を原則としている。法⁷では、支出負担行為とは、支出の原因となるべき契約その他の行為とされており、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。そして、規則⁸では、支出負担行為を行うには、支出負担行為の内容を示す書類を添えて、支出負担行為決議書を起票し、支出負担行為として整理する時期に決議しなければならないとしており、支出負担行為として整理する時期は、委託料及び工事請負費にあつては契約を締結するとき、負担金補助及び交付金にあつては交付決定をするときとされている。

また、法⁹では、契約の締結につき契約書等を作成する場合においては、市長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとするとしている。

そこで、令和5年度の支出負担行為決議書を抽出して確認したところ、財務会計システムにより作成された支出負担行為決議書の起票日と、実際の起票日が60日以上乖離し、実際の起票日から遡及して起票しているものが23件、20,224,828円見受けられ、そのうち、契約書の作成が遅延したことを理由に支出負担行為が遅延したものが5件見受けられた（表1参照）。このことについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

建設課は、西川ダム樋門管理業務ほかの樋門及びポンプ管理業務4件、計330,000円について、契約相手方からの契約書がいずれも7月になって返送されたにもかかわらず、令和5年4月1日に契約が成立したものとして、令和5年4月1日を起票日として支出負担行為決議書を作成していた。

⁷ 地方自治法第232条の3

⁸ 瀬戸内市会計規則第41条及び第42条

⁹ 地方自治法第234条第5項

このように、支出負担行為として整理する時期と実際の起票日に乖離があり、遡及して支出負担行為を行っていることは適正でなく、また、契約書の作成がなされていない場合、地方自治体にあつては契約が成立しておらず、遡及して負担行為を起票することは出来ないことから、遡及して支出負担行為を行うことは規則に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

表1 財務会計システムにより作成された支出負担行為決議書の起票日と実際の起票日が60日以上乖離しているもの

番号	所属名	節	件名	金額(円)	起票日	実際の起票日 (推定)	遅延 日数	遅延理由
1	契約管財課	委託料	公有財産管理台帳システム管理保守	330,000	R5.5.1	R5.7.25頃	85	契約遅延
2	危機管理課	委託料	瀬戸内市交通安全教室開催事業委託料	30,000	R5.5.1	R5.7.31頃	91	失念
3	福祉課	委託料	物価高騰対応重点支援給付金受付等対応業務	3,204,685	R5.12.7	R6.2.19頃	74	失念
4	福祉課	委託料	物価高騰対応重点支援給付金事務処理委託業務	3,877,538	R5.12.7	R6.2.19頃	74	失念
5	いきいき長寿課	委託料	磯上グラウンドゴルフ場管理委託	99,000	R5.4.1	R5.7.7頃	97	失念
6	いきいき長寿課	委託料	ゆめワークせとうちホームページSSL対応ドメインサーバー保守	66,000	R5.4.1	R5.6.1頃	61	失念
7	いきいき長寿課	委託料	ゆめワークせとうちホームページサイトCMS保守サポート	198,000	R5.4.1	R5.6.1頃	61	失念
8	健康づくり推進課	委託料	令和5年度 電子計算事務処理委託料	2,341,900	R5.4.1	R5.6.8頃	68	失念
9	建設課	委託料	5-33 西川ダム樋門管理業務	120,000	R5.4.1	R5.7.5頃	95	契約遅延
10	建設課	委託料	5-25 東町(茶わん川)樋門、塩浜樋門、東町(公園横)樋門管理業務	90,000	R5.4.1	R5.7.5頃	95	契約遅延
11	建設課	委託料	5-52 鹿忍沖ポンプ及び鹿忍遊水池ポンプ管理業務	60,000	R5.4.1	R5.7.28頃	118	契約遅延
12	建設課	委託料	5-54 鹿忍大樋門ポンプ管理業務	30,000	R5.4.1	R5.7.28頃	118	契約遅延
13	建設課	委託料	5-26 鹿忍中浦(入り海)樋門管理業務	30,000	R5.4.1	R5.6.27頃	87	契約遅延
14	文化観光課	委託料	牛窓アートのスポットの整備による観光地の魅力創出業務	4,999,999	R5.8.25	R5.10.31頃	67	多忙
15	総務学務課	委託料	令和5年度瀬戸内市標準学力調査業務(中学校)	212,706	R5.4.1	R5.6.16頃	76	失念
16	牛窓支所	工事請負費	牛窓支所 気中開閉器更新工事	1,164,900	R5.5.11	R5.7.31頃	81	業務知識不足
17	建設課	工事請負費	5-22-11 道路工事(維持)ノ市道オブノ坂横尾線	187,000	R5.12.18	R6.2.16頃	60	多忙
18	建設課	工事請負費	5-22-13 道路工事(維持)ノ西脇1号線	535,700	R5.12.8	R6.2.29頃	83	多忙
19	企画振興課	負担金補助及び交付金	集落支援員活動費補助金	396,000	R5.4.1	R5.6.6頃	66	失念
20	こども家庭課	負担金補助及び交付金	ひとり親等放課後児童クラブ利用料減免支援補助金(ゆめっこクラブ2組)	52,200	R5.8.1	R5.10.31頃	91	その他
21	こども家庭課	負担金補助及び交付金	ひとり親等放課後児童クラブ利用料減免支援補助金(ゆめっこクラブ3組)	52,200	R5.8.1	R5.10.31頃	91	その他
22	産業振興課	負担金補助及び交付金	令和5年度鳥獣被害防止対策協議会補助金	1,499,000	R5.5.29	R5.7.28頃	60	失念
23	中央公民館	負担金補助及び交付金	令和5年度瀬戸内市文化協会活動費補助金	648,000	R5.4.1	R5.6.10頃	70	業務知識不足

（２）納品後の検査を適正に履行しないまま予算を執行したもの（秘書広報課、福祉課、行幸幼稚園）

地方自治法¹⁰（昭和 22 年法律第 67 号）では、市の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとするとして、物件購入等の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされている。

地方自治法施行令¹¹（昭和 22 年政令第 67 号）では、歳出の会計年度所属区分として、物件購入等、相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度とされ、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

瀬戸内市物品管理規則¹²（平成 16 年規則第 52 号）では、契約の相手方から物品の納入の通知があったときは、速やかに契約書、仕様書、納品書等に基づき、当該物品の規格、品質、数量その他納入物品の内容について検査をしなければならないとされ、また、検査を完了したときは、購入等の金額が 30 万円未満の物品について検査調書を省略するときは、請求書の余白に検査印を押印しなければならないとされており、会計事務の手引き（令和 5 年 7 月改訂版）では、検査調書の作成を省略する場合は、請求書に検査日を記入し、検査印を押印することとされている。

瀬戸内市会計規則¹³（平成 16 年規則第 46 号）では、予算執行者は、支出命令をしようとするときは、法令、契約その他の関係書類に基づいて、支出をすべき時期が到来していることを調査し、その内容が適正であることを確認しなければならないとされている。

瀬戸内市文書取扱規程¹⁴（令和 4 年訓令第 15 号。以下「取扱規程」という。）では、予算、決算その他会計に関する文書中軽易なものについては、第 4 種に分類され、3 年間保存されることとされている。

そこで、令和 5 年度の一般会計及び各特別会計の支払に係る伝票のうち、令和 6 年 4 月以降に支払われた消耗品費に係る伝票を抽出し確認したところ、支出における会計年度所属区分が誤っているもの又は納品の確認を適正に行わないまま支出したものが 3 件、計 9,134 円見受けられた。

¹⁰ 地方自治法第 208 条及び第 234 条の 2

¹¹ 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号及び第 167 条の 15 第 2 項

¹² 瀬戸内市物品管理規則第 16 条第 1 項及び第 3 項

¹³ 瀬戸内市会計規則第 45 号第 2 項第 2 号

¹⁴ 瀬戸内市文書取扱規程第 36 条第 1 項

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>令和6年度に納入されていたものを令和5年度に納入されたこととしたもの

福祉課では、令和6年3月29日に発注した事務用品代（ホチキス針ほか）2,024円について、実際には同年4月1日に納入されたにもかかわらず、同年3月29日に検収を行ったとして、同年3月29日付の請求書により、令和5年度予算から支出していた。

<事例2>納品を適正に確認しないまま、令和5年度予算から支出したもの

秘書広報課では、令和6年3月28日に発注し、出荷日が同年3月29日、納品書が同年4月1日となっているマルチカード代4,030円について、同年3月31日付で作成された請求書を受け、納品確認をいつ、どの職員が行ったか不明であるにもかかわらず、同年3月31日に検査を行ったものとして、令和5年度予算から支出していた。

<事例3>納品を適正に確認したとするものの、納品の根拠となる書類を破棄しており、

実際の検査日が不明瞭なまま支出しているもの

行幸幼稚園では、令和6年3月26日に発注した書写用ソフト下敷10枚3,080円について、納品時に実際に同梱されていた納品書を、インターネット上で納品書が常時印刷可能であり、支出にあたり添付する資料ではないことを理由に破棄していた。そして、納入業者の請求書に記載された日付である同年3月29日に納品されていると思われるとの理由から、請求書の日付である同年3月29日に検収を行ったとしていた。

しかし、この商品は直送品といわれるものであり、インターネット上で確認可能な納品書記載の納品日は令和6年4月4日となっているものの、直送品の場合はこの納品日と実際に商品同梱されていた納品書の納品日が異なる場合があるとの記載があり、これらの日付が同一でなかった可能性がある。また、行幸幼稚園が納品日とした請求書記載の日付について、他部署の同一業者からの請求書に記載された日付は、納品書上の発注日又は出荷日の日付となっており、納品日とはなっていないことから、実際の納品日ではない可能性がある。

これらのように、行幸幼稚園では、実際の検査日が不明瞭なまま、請求書の日付で検査を行ったとして令和5年度予算から支出していた。

このように、4月1日以降に納品を受けたものを、適正な検査を行っていないにもかかわらず令和5年度予算から支出し、また、本来は納品、検査後に請求を受けて支出すべきところ、納品を受け、検査を行った日が定かでないまま請求書記載の日付を検収日として記載し支出することは法令等に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

なお、納品日とは発注した商品を実際に受け取った日であり、納品を受けた場合速やかに検査する必要があるが、インターネット発注等で納品を受けた場合、インターネット上で確認できる納品書と、実際に納品を受けた際に同梱される納品書の納品日が異なるケースが多く見受けられた。このため、納品された日と納品書記載の納品日に差異がある場合は、納品された物品を納品書等により適正に検査した後に、同梱された納品書に受付印を押す等により、後に請求を受けた際に実際の検査日を容易に確認できるようにしておくことも有効であると考えられる。また、納品日は年度内であったものの、納品書は支出に必要がないとして破棄した部署が他にも見受けられたが、納品書は検査において使用するものであり、取扱規程¹⁵では、3年間保存することとされている。さらに、年度末に必ずしも購入をする必要がなく、新年度予算での購入で事足りるものについては、年度末での発注を行わないのは当然である。

物品の購入に当たっては、請求日が検査日であるとして、検査を形骸化させるのではなく、発注し、納品されたものを検査した後に、請求を受け支払うという流れを常に認識し、事務を行う必要があると認められる。

¹⁵ 瀬戸内市文書取扱規程第36条第1項

（３）債権者が代理人に領収権を委任したにもかかわらず、委任状を添付せず支出していたもの（建設課）

地方自治法¹⁶（昭和22年法律第67号）によると、支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができないとされている。また、瀬戸内市会計規則¹⁷（平成16年規則第46号）では、支出命令は、債権者からの請求書をもってこれを行わなければならない、債権者が代理人に請求権又は領収権を委任したときは、請求書には、委任状を添えさせなければならないとされている。

建設課では、牛窓中浦緑地帯清掃管理業務に係る委託料 30,000 円について、請求書に記載された債権者と振込先の名義が異なっていたにもかかわらず、委任状を求めることなく、電話により債権者に振込先口座に誤りがないことを確認したとして支出していた。

このように、債権者と名義が異なる相手方に領収権を委任したにもかかわらず、委任状を添付することなく支出していたことは規則に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

¹⁶ 地方自治法第 232 条の 5

¹⁷ 瀬戸内市会計規則第 46 条第 1 項及び第 5 項

(4) 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたもの（危機管理課）

地方自治法¹⁸（昭和 22 年法律第 67 号）によると、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、市の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされており、この例外として、次年度以降の支出を伴う契約を締結する場合には、継続費、繰越明許費、債務負担行為のいずれかを予算として定めておくこと（以下「予算の定め」という。）とされている。

そこで、危機管理課が令和5年4月1日に締結した邑久駅前駐車場における電子決済サービス利用契約書兼包括代理兼授与契約書（以下「契約書」という。）について確認したところ、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に、期間満了の3か月前までに一方の当事者の書面による変更または更新しない旨の申し出がない限り、同一条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様とするという条項（以下「自動更新条項」という。）を設けていた。

したがって、同課が契約を行うにあたり、予算の定めがないにもかかわらず契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令等に違反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

このような事態が生じたのは、自動更新条項を含む契約を締結する場合、翌年度以降の予算の定めが必要であるという認識が欠けていたことによるものと認められる。

¹⁸ 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条、第 214 条及び第 232 条の 3

(5) 予算配当前に予算を執行したもの（行幸小学校）

地方自治法¹⁹（昭和22年法律第67号）によると、市の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、瀬戸内市予算規則²⁰（平成16年規則第45号）では、当初予算にあつては4月1日に当該予算の執行を所掌する各課の長に配当したものとみなすとされている。

行幸小学校では、令和5年度の指導準備に使用する教務手帳について、年度当初から業務に使用するとして、令和5年3月14日に発注し、同年4月3日に納品されている。しかし、発注を行った時点では、令和5年度予算の配当は行われていなかった。

このように、年度開始前に予算を執行することは法令に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

なお、当該小学校に限らず、教務手帳は各学校園で毎年度当初に必要なものであると考えられることから、予算の運用について教育委員会全体で検討し、適切に対応することが必要であると認められる。

¹⁹ 地方自治法第 232 条の 3

²⁰ 瀬戸内市予算規則第 14 条第 1 号

（６）翌年度に使用する物品を購入したものについて（生活環境課）

地方自治法²¹（昭和22年法律第67号）によると、市の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとしてされている。

令和6年4月以降に支出された需用費について確認したところ、生活環境課では、長船衛生センターにおいて使用される液体高分子凝集剤の購入について、令和6年4月24日に500kg分、204,050円を支出していた。このため、生活環境課に年間の支出について確認したところ、表2のとおりであり、令和5年度末の在庫数量は約600kgとなっており、同年4月24日付で支出した500kgの薬品は、全て在庫となっていた。

したがって、生活環境課は、会計年度を超えて、翌年度に使用する物品を購入していたことは法律に反しており、予算の執行等が適正でないと認められる。

表2 令和5年度の液体高分子凝集剤に係る支出状況

支出日	款	項	目	件名	支出命令額 (円)	購入量 (kg)
R5. 10. 10	衛生費	清掃費	し尿処理費	液体高分子凝集剤 (10kg × 25箱)	102,025	250
R5. 11. 24	衛生費	清掃費	し尿処理費	液体高分子凝集剤 (10kg × 25箱)	102,025	250
R6. 2. 26	衛生費	清掃費	し尿処理費	液体高分子凝集剤 (10kg × 25箱)	102,025	250
R6. 4. 24	衛生費	清掃費	し尿処理費	液体高分子凝集剤 (10kg × 25箱) × 2回	204,050	500
合計					510,125	1,250

²¹ 地方自治法第 208 条

ウ 有効性、効率性の観点から検討する必要があると認められるもの

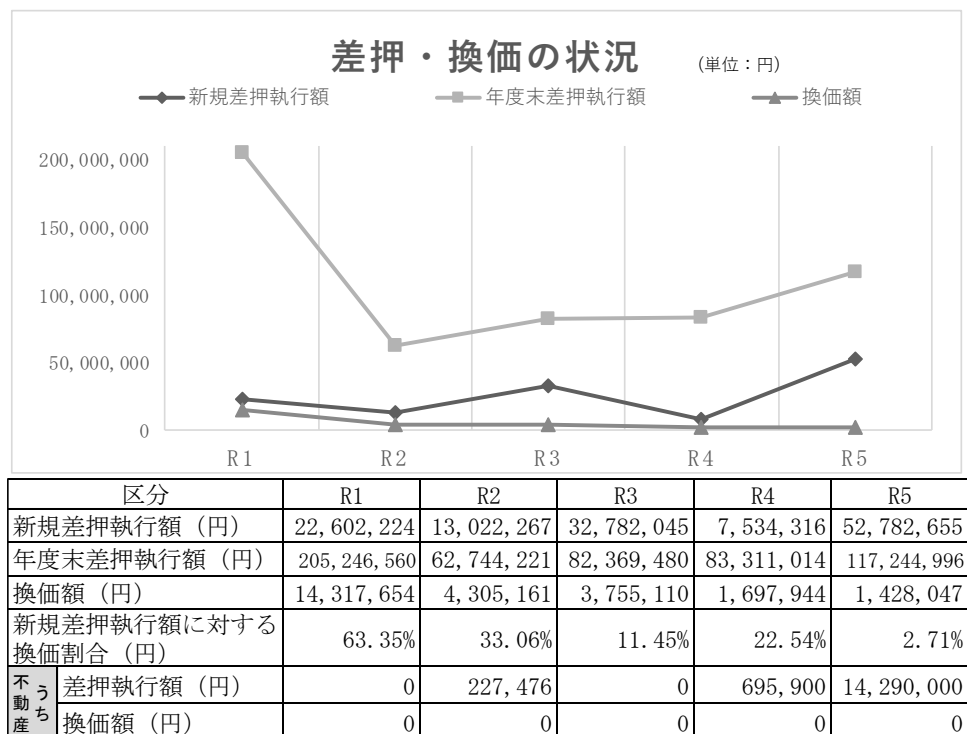
(1) 差押財産の換価について（税務課）

地方税法²²（昭和 25 年法律第 226 号）では、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないなどの場合、市の徴税吏員は当該徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとされている。

そこで、令和5年度末の財産差押状況について税務課に確認したところ、令和5年度において、不動産4件、計14,290,000円及び無体財産2件、計6,993,700円の差押がなされており、このうち不動産2件、計7,666,000円及び無体財産1件、5,622,700円については、岡山市町村税整理組合へ徴収を委託しているが、これらの財産は換価可能であるものの換価がなされていない状況であった。また、過去5年間の差押及び換価の状況を確認したところ、令和2年度以降、年度末の差押執行額は増加しているものの、換価額は年々減少しており、特に不動産については、差押は行っているものの、過去5年間で一度も換価がなされていなかった（表3参照）。

このため、税務課は、当該組合との連携を密にし、完納に至らない場合は、差押えた不動産の換価を促進していくことが必要であると認められる。

表3 過去5年間の差押・換価の状況



²² 地方税法第 331 条、第 373 条及び第 728 条

3 決算の概要

令和5年度の瀬戸内市一般会計及び各特別会計の決算額は、表4、表5のとおり、歳入計345億4451万余円（予算対比93.9%）、歳出計335億8513万余円（予算対比91.3%）となっている。

一般会計については、歳入247億7628万余円、歳出240億6269万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、7億1359万余円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源9127万余円を差し引いた実質収支は、6億2231万余円となっている。

特別会計については、瀬戸内市国民健康保険特別会計ほか5特別会計の歳入総額は97億6822万余円、歳出総額は95億2244万余円、形式収支は2億4578万余円となり、実質収支も同額となっている。

表4 令和5年度決算の状況

(単位:円)

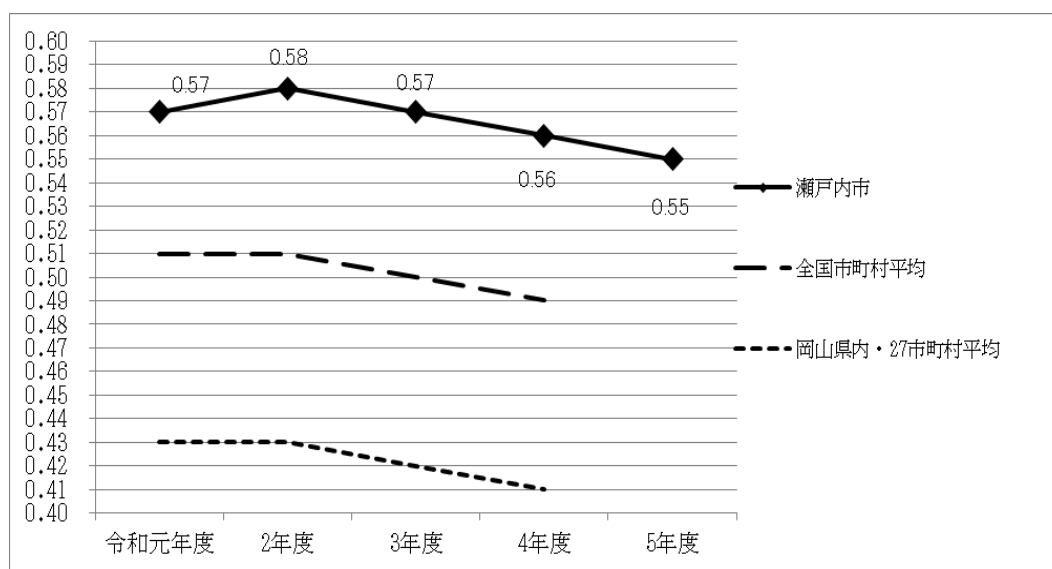
区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実 質 収 支
一 般 会 計	24,776,289,307	24,062,698,049	713,591,258	91,272,919	622,318,339
特 別 会 計 合 計	9,768,222,970	9,522,440,769	245,782,201	—	245,782,201
国民健康保険特別会計	4,105,412,083	4,091,185,512	14,226,571	—	14,226,571
国民健康保険診療施設 営掛診療所特別会計	24,654,704	24,454,455	200,249	—	200,249
介護保険特別会計	4,617,404,254	4,431,992,037	185,412,217	—	185,412,217
後期高齢者医療 特別会計	657,133,787	656,802,566	331,221	—	331,221
土地開発事業特別会計	45,838,177	226,234	45,611,943	—	45,611,943
企業団地造成事業 特別会計	317,779,965	317,779,965	0	—	0
総 計	34,544,512,277	33,585,138,818	959,373,459	91,272,919	868,100,540

表5 予算に対する執行率

(単位:円、%)

区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	26,659,543,100	92.9	90.3
特 別 会 計 合 計	10,129,935,380	96.4	94.0
総 計	36,789,478,480	93.9	91.3

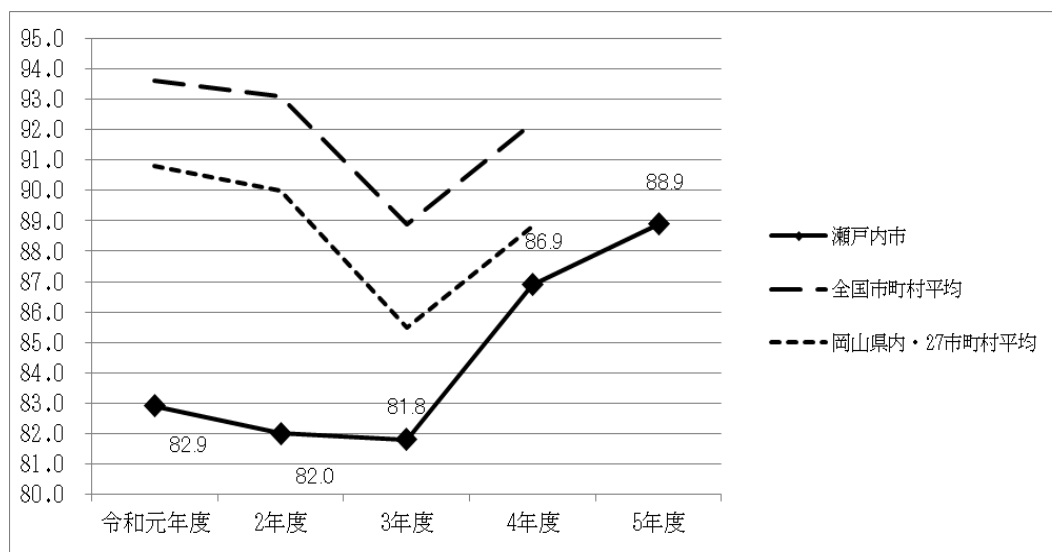
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和5年度のお市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和5年度のお市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。